



県章

# 山形県公報

平成28年6月7日(火)

第2752号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 土地改良事業の計画変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……687
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……688

### 監査委員関係

#### 告 示

- 包括外部監査事務を補助する者……………689

### 公 告

- 指定管理者の募集……………(県民文化課) ……同
- 同……………(同) ……690
- 同……………(中小企業振興課) ……691
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……692
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……693
- 指定管理者の募集……………(教育委員会) ……696
- 平成28年度教科書展示会の開催……………(同) ……697

## 告 示

### 山形県告示第590号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称  
幅土地改良区(土地改良事業計画(維持管理))
- 2 認可年月日  
平成28年5月30日

### 山形県告示第591号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、因幡堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成28年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	富 樫 達 喜	鶴岡市三和字本田前25番地
同	太 田 良 治	同 藤岡字三千刈21番地2
同	遠 藤 守	同 馬渡字道西163番地
同	成 田 道 哉	同 豊栄字宅地23番地2
同	石 川 豊 明	同 八色木字平田89番地
監事	富 樫 俊 昭	同 柳久瀬字ソブ田21番地
同	武 田 幸 夫	同 下中野目字下水興屋43番地

## 山形県告示第592号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、因幡堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成28年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	富 樫 達 喜	鶴岡市三和字本田前25番地
同	遠 藤 守	同 馬渡字道西163番地
同	成 田 道 哉	同 豊栄字宅地23番地2
同	石 川 豊 明	同 八色木字平田89番地
同	齋 藤 豪	同 越後京田字双見8番地
監事	富 樫 俊 昭	同 柳久瀬字ソブ田21番地
同	齋 藤 政 通	同 藤島字村前42番地

## 監査委員関係

### 告 示

#### 山形県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月7日

山形県監査委員	森	田	廣
山形県監査委員	広	谷	五郎左エ門
山形県監査委員	会	田	稔 夫
山形県監査委員	加	藤	香

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所  
津村 隆 山形県山形市鉄砲町二丁目4番12号パーシモンズA棟  
柴田 真人 東京都文京区千石三丁目41番18-1403号  
浅野 和宏 山形県山形市東原町四丁目11番9号
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成28年7月1日から平成29年3月31日まで

## 公 告

山形県郷土館及び県政史緑地の指定管理者を次のとおり募集する。

平成28年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県郷土館及び県政史緑地
  - (2) 所在地 山形市旅籠町三丁目4番51号
- 2 指定の期間  
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
県内に主たる事務所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (6) 山形県郷土館及び県政史緑地の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が協定違反の事実を知った時からその後最初に行う山形県郷土館及び県政史緑地の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
  - (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (8) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(7)までの要件を全て満たすほか、当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成28年6月7日（火）から同年7月19日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県企画振興部県民文化課文化振興担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2306

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成28年6月21日（火）から同年7月19日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成28年7月19日（火）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県県民会館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成28年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県県民会館

(2) 所在地 山形市七日町三丁目1番23号

#### 2 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 山形県県民会館の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が協定違反の事実を知った時からその後最初に行う山形県県民会館の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員

でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(8) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(7)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成28年6月7日（火）から同年7月19日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県企画振興部県民文化課山形駅西口拠点施設整備推進室 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2469

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成28年6月24日（金）から同年7月19日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成28年7月19日（火）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県県民会館条例（昭和39年3月県条例第10号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県産業創造支援センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成28年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県産業創造支援センター

(2) 所在地 山形市松栄一丁目3番8号

#### 2 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 山形県産業創造支援センターの指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が協定違反の事実を知った時からその後最初に行う指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (9) 次のとおり開催する公募説明会・現地説明会のいずれかに出席していること。
- イ 第1回公募説明会・現地説明会
- (イ) 開催日時 平成28年6月28日（火）午後2時から
- (ロ) 開催場所 山形県産業創造支援センター（山形市松栄一丁目3番8号）
- ロ 第2回公募説明会・現地説明会
- (イ) 開催日時 平成28年6月29日（水）午後2時から
- (ロ) 開催場所 山形県産業創造支援センター（山形市松栄一丁目3番8号）
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(2)から(8)までの要件を満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 代表となる法人等が(1)の要件を満たすこと。
- ハ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成28年6月7日（火）から同年7月19日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 配布場所 山形県商工労働観光部中小企業振興課経営支援担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2354
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成28年7月11日（月）から同月19日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成28年7月19日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県産業創造支援センター条例施行規則（平成11年5月県規則第58号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに東根市役所において平成28年10月7日まで縦覧に供する。

平成28年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ツタヤ東根店  
東根市さくらんぼ駅前二丁目16番25号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田308番地  
代表取締役 井上恵右
- 3 変更する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）107台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）74台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）24平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）57.5平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）105立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）32.29立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

平成29年1月17日

5 届出年月日

平成28年5月16日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年10月7日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格 住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル	公募 戸数	区分	家賃				摘要		
						収入が 104,000円 以下の者 円	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 円	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 円	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 円		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 円	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 円
県営成田アパ ート	長井市成田3102 -3	3DK	58.4	1	一般用	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	3月分 の家賃 に相当 する額
同 小国アパ ート1号	西置賜郡小国町 大字兵庫館三丁 目3-9	同	58.0	1	同	13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,800	
同 2号	同	同	59.4	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 あらとアパ ート1号	同 白鷹町 大字荒砥乙725 -1	同	74.4	1	同	24,000	27,700	31,700	35,700	40,800	47,100	
同 2号	同	同	77.9	1	同	25,400	29,400	33,600	37,900	43,300	50,000	
同 飯豊アパ ート	同 飯豊町 大字萩生3893- 3	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	



(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
  - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
  - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年6月13日から同月17日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年6月17日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

## 5 入居の時期 平成28年8月上旬

山形県飯豊少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

平成28年6月7日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県飯豊少年自然の家
- (2) 所在地 西置賜郡飯豊町大字添川字関山3535番地の33

2 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税等の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）

イ 指定管理者に応募した法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成28年6月7日（火）から同年7月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

山形県教育庁文化財・生涯学習課青少年教育施設担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3126

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成28年6月7日（火）から同年7月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成28年7月19日（火）までの消印があるものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成28年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

平成28年6月7日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

- 1 教科書展示会の開始の時期  
平成28年6月17日（金）
- 2 教科書展示会の期間  
14日間 各日午前9時から午後4時45分まで
- 3 会場及び展示内容

教科書展示会会場	展示内容
天童市大字山元字犬倉津2515番地 山形県教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul> ※一般図書を含む。
山形市城西町二丁目2番15号 山形市総合学習センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>
上市市けやきの森1番1号 上市市立南小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>
寒河江市大字西根字石川西355番地 山形県村山教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>
村山市中央一丁目3番6号 北村山視聴覚教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>
新庄市大字金沢字大道上2034番地 山形県最上教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>
米沢市金池三丁目1番14号 置賜総合文化センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>
長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>
東田川郡三川町大字横山字袖東7番の1 山形県庄内教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>
酒田市中町一丁目4番10号 酒田市役所中町庁舎内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書（小学部知的障害者用、中学部知的障害者用）</li> </ul>

備考 土曜日及び日曜日の開催並びに展示時間の延長等については、会場により異なる。

平成28年6月7日印刷 発行所 山形県庁  
平成28年6月7日発行 発行人 山形県